

第6回 持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会

資料 2 - 2 人口減少対策の更なる充実に向けて

岩手県総務部

人口減少対策の更なる充実に向けた視座

(現状と課題)

- 希望ある岩手の実現に向けては、今後の人口減少社会において人口動態がどのように推移するかという視点が重要であり、人口減少対策について抜本的な方策等を検討し、社会の基盤となる「人」への投資を実践する必要。
 - 岩手県人口ビジョンでは、人口動態の定常化に向けては、出生率2.07を維持する必要があるがあり、2040年に出生率2.07を達成し、かつ、2024年に社会増減ゼロを達成した場合、2115年に本県の人口は80万人程度で定常状態になる。
 - 人口減少対策については、社会減対策と自然減対策を効果的に組み合わせて実施していく必要があるであり、産業振興の活発化等を含めた社会減対策を実施しつつ、自然減対策として希望する子ども数をどのように実現できるかは中長期的な岩手県の姿を考える上で必要不可欠な視点。
- ※R③岩手県合計特殊出生率1.30、年少人口(0～14歳)や出生数、婚姻数も減少傾向。
- この点、全国的に夫婦の理想の子ども数と最終的な出生子ども数にはギャップがあり、理想の子ども数を生むことができる環境を国、地方自治体、事業者等が一体となって整備していくことが重要。
 - その際、本県の年齢別転入転出社会増減数のうち、18歳から23歳の女性の社会減が多いことを踏まえると、若年層や女性層を念頭に置いた社会減対策の強化についてもあわせて検討していく必要がある。

(今後の方向性)

- 自然減対策としては、ライフステージに応じた総合的な取組の強化、特に、現下の婚姻率の低下や結婚への関心の高まりを踏まえ、若年層の雇用環境や出会いの機会の提供など官民を挙げた結婚支援の取組を強化していく必要。
- また、社会減対策としては、DXやGX等の積極的な推進による東京圏からの移住・定住施策の更なる強化、特に子連れ世帯への支援を充実していく必要。また、若者・女性に魅力のある雇用環境の構築を検討していく必要がある。
- これらの検討にあたっては、①人口減少対策については社会経済情勢等の動向も含めて総合的な視点に立ちつつ息の長い取組が必要であること、②自然減対策など全国共通の課題に対しては既存の国の制度設計の改善・創設など全国一律に対応すべき性質のものがあること、③特に経済的支援など事業実施にあたって多額の財源が必要となるものがあり、国の制度創設や県単独での新規事業を実施する場合には安定的な財源を確保する必要があること等に留意する必要。

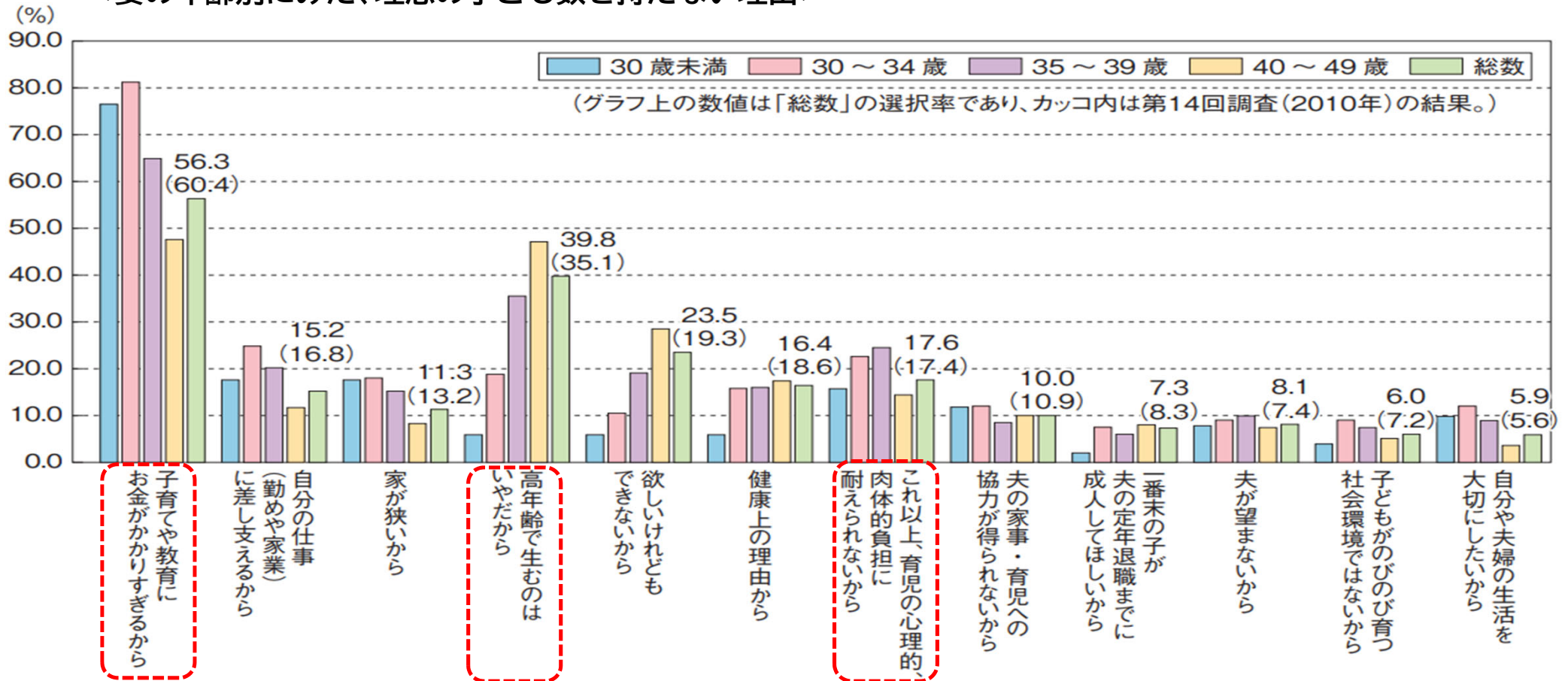
自然減対策に係る国の制度設計等について

出産・子育てをめぐる意識等

○国の調査によれば、理想の子ども数を持たない理由として最も多いのは、全世代を通じて「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」、次に身体的理由によるものとなっており、子育て世帯に対する経済的支援の在り方については、妊娠・出産支援の検討とあわせて、今後重点的に議論を実施していく必要。

○なお、経済的支援の在り方の検討とあわせて、男女の働き方や子どもの年齢などに応じて、育児休業、短時間勤務、保育・幼児教育などの多様な両立支援策を誰もが利用でき、それぞれのライフスタイルに応じて選択できる環境を整備していくことが望ましい(「全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理」)。

<妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由>



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）を基に作成。
 注：対象は予定子供数が理想子供数を下回る初婚どうしの夫婦。予定子供数が理想子供数を下回る夫婦の割合は30.3%。

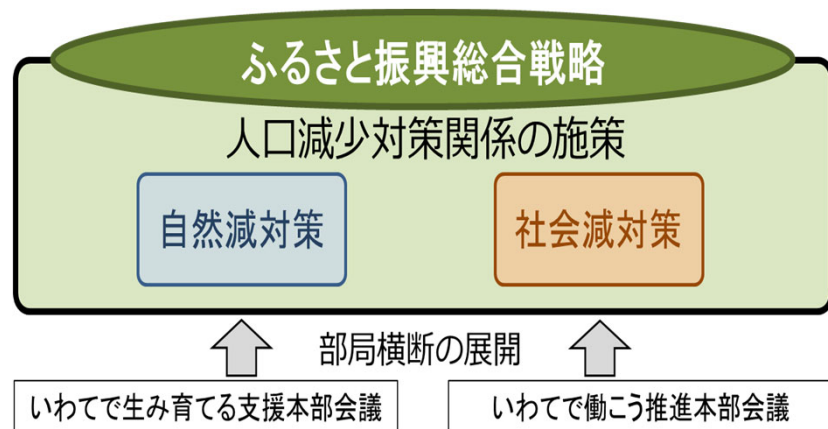
岩手県の自然減対策について

1、概要

- 本県においては、ふるさと振興総合戦略の下、自然減対策及び社会減対策の強化を部局横断で推進・展開してきたところ。
- そのうち自然減対策としては、いわてで産み育てる支援本部会議を中心として、安心して生み育てられる環境の創造のため、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を目指して、県民運動の展開、結婚サポートセンターによるマッチングや産後ケアの実質無償化、医療的ケア児支援センターの設置等を実施してきたところ。
- 本県における更なる子ども子育て支援策の充実に向けて、これまでの施策に加えて経済的支援策の充実など現行の国の制度の改善に向けた方策や必要となる財源等の議論を実施していく必要。

2、本県の子ども子育て支援策(自然減対策について)

ふるさと振興総合戦略のもと、自然減対策及び社会減対策を強化するとともに、部局横断による取組を推進・展開します。



【自然減対策】

◎：新規 ○：一部新規 ・：継続

- ◎ いわてで産み育てる県民運動推進費（10.0百万円）
- ◎ 産後ケア利用促進事業費補助（7.6百万円）
 - ※ 産後ケア事業の利用者負担を実質ゼロに軽減
- ◎ 医療的ケア児支援センター管理運営費（14.7百万円）
 - ※ 医療的ケア児支援センターを設置
- 岩手であい・幸せ応援事業費（38.1百万円）
 - ※ “いきいき岩手”結婚サポートセンターによるマッチング支援
- いわてで家族になろうよ未来応援事業費（50.9百万円）
 - ※ 新婚世帯に対する新居住居費用の助成等
- 生涯を通じた女性の健康支援事業費（8.2百万円）
 - ※ 女性の健康教育、不妊専門相談等の事業を実施
 - ・ 周産期医療対策費（277.7百万円）
 - ・ 妊産婦支援事業費（3.8百万円）
 - ・ いわての子育て支援情報発信事業費（2.4百万円）

子ども子育て支援制度の整理

1、概要

- 各自治体における子ども子育て支援策については、国の制度に準拠した制度設計がなされており、経済的支援策としては、全国一律に、出産手当、出産育児一時金、育児休業給付金、児童手当など制度が整備されているところ。
- 現在、国の全世代型社会保障構築会議においては、2040年頃を視野に、各種の制度課題について、「時間軸」と「地域軸」も意識しながら対策を講じていくべきであり、その際には、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心となっているこれまでの社会保障の構造を見直し、将来世代へ負担を先送りせずに、能力に応じて皆が支え合うことを基本としながら、それぞれの人生のステージに応じて必要な保障をバランスよく確保することが重要である、とされているところ。
- これらの施策については、社会保険や国民健康保険に基づくもの、市町村等からの直接的な給付などの形態に応じて、費用負担等についても分かれており、今後制度について課題を整理する必要がある。

2、子ども子育てに係る経済的支援の制度概要等

出産手当、育児休業給付金に係る対象人数：R2出生数（6,718人）に雇用者率（90%）及び結婚後就業継続率（53.1%）を乗じて算出
事業費については対象人数に支給額（県民所得2,841千円から日給8千円と推計）を乗じて算出

	制度概要	本県対象人数	事業費	財源等
① 出産手当	産休中の生活保障を目的とし、 <u>産休期間中（98日+a）に過去12カ月の日給の2/3を日額として給付</u>	3,210人	16.8億円	社会保険（事業主、被保険者）
② 出産育児一時金	出産に要する経済的負担の軽減を目的とし、 <u>胎児1人に対して42万円を給付</u>	6,718人	28.2億円	社会保険（事業主、被保険者） 国民健康保険（市町村、被保険者）
③ 育児休業給付金	育児休業中の収入減少の緩和を目的とし、 <u>子が1歳に達するまで、過去6カ月の日給の67%（6カ月経過後は50%）の額を日額として給付</u>	3,210人	54.1億円	社会保険（事業主、被保険者）
④ 児童手当	家庭生活の安定、児童の健全育成等を目的とし、 <u>中学校終了までの児童を対象として月額5～15千円を給付</u>	141,250人	158.5億円	国、地方公共団体、事業主
計			257.6億円	

子ども子育て支援制度に係る課題整理

1、概要

- 将来世代が希望をかなえられる社会を目指すためにも、子ども子育て支援制度について、全ての子育て・若者世代に対して子育て等に対する不安や負担を軽減させるための支援策を充実する観点から課題等について整理する必要。
- 具体的には、出産手当、育児休業給付金については、あくまでも雇用保険制度の枠組みにおける子ども子育て支援策であり、自営業者や専業主婦には支給されない仕組みとなっている(推計上、出生数に対し約半分は受給できない状況)。
- 出産育児一時金については、実際にかかる出産費用が一時金額を大幅に上回っている状況となっており、子育て・若者世代において大きな負担が生じている。
- 児童手当については、一定の高所得者には支給されない制度となっており、「全ての子育て・若者世代」を対象とした制度設計となっていない(また金額の多寡等に関する議論もあり)。

2、諸制度の課題の整理

出産手当、育児休業給付金に係る対象人数：R2出生数(6,718人)に雇用者率(90%)及び結婚後就業継続率(53.1%)を乗じて算出
 事業費については対象人数に支給額(県民所得2,841千円から日給8千円と推計)を乗じて算出

	本県対象人数	事業費	財 源 等	課題の整理
① 出産手当	3,210人	16.8億円	社会保険(事業主、被保険者)	雇用保険制度の枠組みであり、自営業者や専業主婦には支給されない(約半分は受給できない)。
② 出産育児一時金	6,718人	28.2億円	社会保険(事業主、被保険者) 国民健康保険(市町村、被保険者)	出産費用が一時金額を上回っている。(本県平均額46万円、出典：厚労省令和元年度調査)
③ 育児休業給付金	3,210人	54.1億円	社会保険(事業主、被保険者)	雇用保険制度の枠組みであり、自営業者や専業主婦には支給されない(約半分は受給できない)。
④ 児童手当	141,250人	158.5億円	国、地方公共団体、事業主	一定以上の高所得者には支給されない制度であり、対象者が限定的となっている。
計		257.6億円		

今後の制度設計に向けて

1、趣旨

- 子ども子育て支援制度については、今後、全国一律に経済的支援策に係る量的拡充、質の向上を図ることで一定の効果の発現が期待できる。※各自治体の裁量に任せただけの場合、財政制約等により自治体間格差がより一層広がる可能性あり。
- 本県において一定の仮定を置いたうえで、機械的に子ども子育て支援策の拡充に係る財源シミュレーションを実施すると、現行と比べて事業費ベースで100億円規模の増となるところ。
- 本県の財政状況等を踏まえれば、今後、子ども子育て支援策の充実に向けた制度の見直しや経費負担方策について国、地方、事業者などの関係者全体で充実策やそのために必要となる経費負担方策について議論を行っていくことが必要。

2、今後の制度変更等に伴う本県所要財源の推計

出産手当、育児休業給付金の拡充後事業費：自営業者等4,100名を支給対象に追加するものとして算出
出産育児一時金42万円と出産費用の本県平均額46万円の差額を支給するものとして算出
児童手当の拡充後事業費：特例給付受給者55,000人に月1万円を上乗せ支給するものとして算出

	現行制度	拡充後 事業費	増減	変更点
① 出産手当	16.8億円	38.6億円	+21.8億円	自営業者や専業主婦も支給対象とする。
② 出産育児一時金	28.2億円	30.9億円	+2.7億円	出産費用に合わせて増額する。
③ 育児休業給付金	54.1億円	124.4億円	+70.3億円	自営業者や専業主婦も支給対象とする。
④ 児童手当	158.5億円 (県負担分24.4億円)	164.0億円	+5.5億円	所得制限を撤廃する。
計	257.6億円	357.9億円	+100.3億円	

人口減少対策に係る全国自治体事例等について

人口減少対策(都道府県事業)の更なる充実に向けた視座

(現状と課題)

- 人口減少対策については、自然減対策など全国共通の課題に対しては既存の国の制度設計の改善、創設など全国一律に対応すべき性質のものがあるものの、既存の国の制度設計の改善や創設については全国的な議論を必要とするものであり、その実現に向けては少なくとも2～3年程度の時間を要する可能性がある。
- 一方で、岩手県においては全国に先駆けて人口減少が始まっていること、今後、年間に1万人以上の人口減少が続く可能性があること等も踏まえれば、国の制度設計の改善等を待つことなく、人口減少対策を喫緊の最重要課題として位置づけ、さらなる充実策について検討、実施していく必要がある。

(今後の方向性)

- そのため、令和5年度当初予算などを念頭に、岩手県独自のさらなる人口減少対策についてあらゆる選択肢を排除せずに検討し、実施可能なものについて政策立案し、毎年度の予算編成において事業を実施していく必要がある。
- その際、都道府県単位で人口減少対策に係る新しい取組を実施していく場合には、以下の点に留意して議論を深める必要がある。
 - ①人口減少対策については様々な社会経済情勢等の影響を受けることから一定程度(少なくとも3～5年間程度)の期間、事業を実施し、その効果等を検証する必要があること。
 - ②子ども子育て支援法等においては、市町村が実施主体となっており、県内の市町村を重層的に支えるためにも事業実施にあたっての役割分担や経費負担等について丁寧に議論を進める必要があること。
 - ③国の制度創設等と同様に事業実施に必要な安定的な財源を確保する必要があること。

(検討の具体的な方向性)

- 人口減少対策(特に自然減対策)についてあらゆる選択肢を排除せずに検討を進めていくためには、全国の都道府県や市町村で実施している先進事例等と本県における取組を比較して検討していく必要。
- また、比較にあたってはそれぞれのライフステージ、例えば〔Ⅰ結婚〕、〔Ⅱ妊娠〕、〔Ⅲ出産・産後〕、〔Ⅳ幼児〕、〔Ⅴ子育て〕、〔Ⅵ7歳～18歳〕、〔Ⅶ高等教育・就職等〕に分類した上で検討を進めることも一つの整理として有効ではないか。

人口減少対策の更なる充実に向けて(Ⅰ 結婚)

Ⅰ 結婚

施策	概要	国制度、都道府県事例
婚活サポーター	金銭的・心理的負担により結婚相談所や婚活イベントへの参加が困難な方を対象に、出会いの場を提供する「婚活サポーター」をボランティアとして募集、認定し、出会いの場の提供等の活動を実施。無報酬であるが、活動費用について県から助成	<ul style="list-style-type: none"> ●本県取組 <ul style="list-style-type: none"> ・i-サポいわてにおいて会員登録制により出会いの機会を創出し、スタッフがサポート ★他県事例（山形県） <ul style="list-style-type: none"> ・地域の仲人「やまがた縁結びたい」（54名）によるボランティア活動への経費補助（予算：160万） ★他県事例（香川県） <ul style="list-style-type: none"> ・かがわ縁結び支援センターにより、縁結びマッチング、企業団体の縁結びイベントへの支援、縁結びおせっかいさんによる相談会や会員同士の交流スペースの設置（42百万円）
出会いの場の創出	県内のスポーツ大会等で男女ミックスの競技を実施する場合に大会経費を補助	<ul style="list-style-type: none"> ●本県取組 <ul style="list-style-type: none"> ・i-サポいわてにおいて市町村等が行うイベントの情報発信 ★他県事例（鳥取県） <ul style="list-style-type: none"> ・結婚に向けた出会いの機会等創出事業補助金（R3） ＜補助対象＞市町村、一部事務組合等　＜補助率＞1/2 ＜補助限度額＞市町村300千円、一部事務組合等1,000千円
若者の地域定着促進	市町村や民間事業者等が空き家を活用して行うシェアハウスの整備に対して補助	<ul style="list-style-type: none"> ●本県取組 <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅へのWi-Fi整備 ・公営住宅を活用したお試し居住体験 ・若者・移住者空き家住まい支援 ★他県事例（鳥取県） <ul style="list-style-type: none"> ・若者地域定着促進事業費補助金（空き家を活用したシェアハウス等の整備補助）
結婚新生活支援の拡充	補助要件の緩和や補助金額の増	<ul style="list-style-type: none"> ●本県取組 <ul style="list-style-type: none"> ・収入要件や居住する市町村の要件を満たす方を対象に29歳以下の世帯は1世帯あたり上限60万円、39歳以下の世帯は上限30万円を補助 ★他県事例（長野県松本市） <ul style="list-style-type: none"> ・市独自で10万円を上乗せ補助

人口減少対策の更なる充実に向けて(Ⅱ妊娠)

Ⅱ 妊娠

施策	概要	国制度、都道府県事例
不妊治療助成の拡充	保険の適用回数終了後（7回目以降）の治療に対して、治療1回につき30万円を上限として助成	<ul style="list-style-type: none"> ■国制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ R 3 年度以前は、治療 1 回につき30万円を上限に助成（6回まで） ・ R 4 年度以降は、基本治療を全て6回を上限（40歳～43歳の場合は3回）に保険適用。 ★他県事例（北海道北斗市） <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険適用後の自己負担分（3割負担）を全額補助
保険適用外の不妊治療への助成	日本産婦人科学会に登録された「不妊治療等のための医療機関」において実施される保険適用外の不妊治療に対して助成	<ul style="list-style-type: none"> ★他県事例（秋田県） <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険適用外の治療に対し上限30万（年1回）を助成（予算：14百万） ★他県事例（福井県） <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険適用外となる7回目以降の治療に1回につき上限35万を助成
不妊治療を受けやすい環境整備	両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）の助成を受けた事業者について、県の費用負担により県内紙へ広告を掲出。	<ul style="list-style-type: none"> ■国制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不妊治療と仕事を両立するため、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に対して、28.5万円又は36万円を助成

人口減少対策の更なる充実に向けて(Ⅲ出産・産後)

Ⅲ 出産・産後		
施策	概要	国制度、都道府県事例
両立支援等助成金の対象範囲の拡大	育児休業等支援コースについて、雇用保険に加入していない者（国保の扶養に入っている者）が育休を取得した場合に、事業主に助成金を支給。	<p>■国制度</p> <p>資本金の額又は常時雇用する労働者の数が一定以下である個人又は法人に対して助成金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生時両立支援コース <ul style="list-style-type: none"> 男性労働者が育児休業を取得した場合に、事業主に20万円（代替要員を雇用した場合は、更に20万） 3事業年度以内に男性の育児休業取得率が30%以上上昇した場合に、20万～60万 ・育児休業等支援コース <ul style="list-style-type: none"> 従業員に連続3か月以上の育児休業を取得させた場合に28.5万円 育休からの復帰後、連続6か月以上雇用させた場合に、28.5万円
「いわて子育てにやさしい企業等」の認証メリットの拡大	男性職員の育児休業の取得実績に応じ、保証料率の引下げの拡大、加点を加算又は助成金を支給	<p>●本県取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県単融資制度の保証料率の引下げ、県営建設工事の技術評価点の加点、いきいき岩手支援財団の助成金の対象（最大30万円）等 ・対象は、労働者100人以下で県内に本社等がある企業、個人、法人及び団体（自営業含む）
産後ケア事業の利用負担の軽減	市町村が行う産後ケア事業における利用者負担分を補助	<p>■国制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の事業費の1/2を補助 <p>【参考】本県では、市町村が行う産後ケア事業における利用者負担分を補助</p>
女性の健康管理支援機関の創設	ライフステージの各段階で女性が抱える健康課題やそれに関連する不安や悩みについて、相談を受け女性の健康管理を支援	<p>★他県事例（秋田県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性健康支援センターを開設し、妊娠・出産に関すること、月経に関すること、婦人科疾患や更年期障害に関することなど、ライフステージの各段階で女性が抱える健康課題やそれに関連する不安や悩みについて、相談を受け女性の健康管理を支援（予算7百万円）
【参考】		
出産一時金の拡充	出産一時金を支給する市町村に対して、事業に要する経費の1/2を補助（胎児一人当たり上限5万円）	<p>■国制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産手当として、産休期間中（98日+α）に過去12カ月の日給の2/3を日額として給付 ・出産一時金として、胎児1人に対し42万円を給付

人口減少対策の更なる充実に向けて(IV幼児)

施策	概要	国制度、都道府県事例
育児休業手当の拡充	年収360万円未満の世帯が、第2子以降の0歳～2歳児を在宅で育児する場合に、児童1人あたり月1万円を支給	<ul style="list-style-type: none"> ■国制度 <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業手当として、休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 40%（ただし、当分の間は50%）を支給（賃金月額は上限40万9,500円～下限6万円） ★他県事例（福井県） <ul style="list-style-type: none"> ・第2子以降の2歳児以下を自宅で育児する年収360万円未満世帯に月1万円支給（予算：30百万）
第1子に係る幼児教育・保育料減免	1人目の幼児教育・保育料について、所得に応じた減免	<ul style="list-style-type: none"> ■国制度 <ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児は住民税非課税世帯のみ無償 ・3～5歳児は全員無償 ★他県事例（福島県郡山市） <ul style="list-style-type: none"> ・所得に応じ、無償～5千円補助
第2子以降の同時幼児教育・保育によらない者に対する減免	0～2歳までの子について、兄弟姉妹間で年齢差のあるため国の制度で支援を受けられない第2子以降の幼児教育・保育料を半額・無償化	<ul style="list-style-type: none"> ■国制度 <ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児について、兄弟姉妹が同時に保育園に入所している間は、第2子は半額、第3子以降は無料 ★他県事例（福井県） <ul style="list-style-type: none"> ・第3子は同時によらず無償、第2子年収360万世帯は無償（予算：357百万）
子育て応援チケット支給	子育て世帯に対し商品券として利用できるチケット（2人目：20,000円、3人目：30,000円）を支給	<ul style="list-style-type: none"> ★他県事例（埼玉県） <ul style="list-style-type: none"> ・第3子が生まれた世帯に5万円分支給（予算：443百万）
子育て送迎タクシー利用助成	祖父母等が子育てタクシーを利用して保育所や病院への送迎を行った場合に、タクシー代を助成	<ul style="list-style-type: none"> ★他県事例（秋田県、山形県） <ul style="list-style-type: none"> ・県による導入支援（導入時に補助、現在はゼロ予算） ★他県事例（山形県村山市） <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金の半額（年上限1万円）を補助

人口減少対策の更なる充実に向けて(IV幼児)

IV 幼児		
施策	概要	国制度、都道府県事例
医療的ケア児への対応	医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等コーディネーターによる相談対応や関係機関の人材育成を実施	<ul style="list-style-type: none"> ■国制度 <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病にかかっている児童等の医療費の自己負担分の一部を助成（自己負担上限額は年収に応じ0円から15,000円） ●本県取組 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に医療的ケア児支援センターを設置
里親養育包括支援（フォスタリングの充実）	里親の新規開拓、里親と里子とのマッチング支援、里親委託後の養育支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> ●本県取組 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から民間のフォスタリング機関に業務を委託
幼保連携の強化	幼児教育専門員による関係施設等への助言・指導や人材育成を実施	<ul style="list-style-type: none"> ●本県取組 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度にいわて幼児教育センターを設置
子どもの遊び場の拡充	PPP/PFI方式により、子どもが遊べる大規模な公園整備を行う市町村に対して、整備費の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> ●本県取組 <ul style="list-style-type: none"> ・いわて子どもの森の整備・運営 ★他県事例（福井県） <ul style="list-style-type: none"> ・天候にかかわらず子どもたちが安心して遊ぶことができる遊び場を充実させるため、市町村に対して、整備に要する費用を助成（予算：300百万円） 補助率 10/10 補助上限額 1億円

人口減少対策の更なる充実に向けて（V子育て）

V 子育て		
施策	概要	国制度、都道府県事例
児童手当の支給の拡充	児童手当の増額、所得制限の撤廃、対象年齢の引き上げ等を行う市町村に対して補助	<ul style="list-style-type: none"> ■国制度 <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満は一律15,000円 ・3歳以上小学校修了前は10,000円（第3子以降は15,000円） ・中学生：一律10,000円
安心して子育てができる住宅環境の整備	子育て世帯がその親世代と同居するために既存の住宅の性能向上を目指してリフォームする場合の費用を助成	<ul style="list-style-type: none"> ●本県取組 <ul style="list-style-type: none"> ・住みたい岩手の家づくり促進事業（バリアフリー等の要件を満たした新築、リフォームに対し10万円を加算補助） ★他県事例（鳥取県） <ul style="list-style-type: none"> ・とっとり住まいる支援事業（三世代同居等の要件を満たした新築、リフォームに対し10万円を加算補助）（予算：9百万）
子育ての負担軽減	子育てに参加する祖父母等の親戚へ助成金を支給する市町村に対して補助	<ul style="list-style-type: none"> ★他県事例（千葉県千葉市） <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の児童を祖父母が在宅育児する場合に月1万円を補助（予算：3百万円）
2世代での子育て環境の充実	親の家と同一市町村、もしくは隣接市町村の住居に住む場合、市町村の固定資産税を減免。減免分は、県が市町村に対して、1/2を補助	<ul style="list-style-type: none"> ★他県事例（兵庫県神戸市） <ul style="list-style-type: none"> ・親世帯と近居又は同居のために住居移転する場合に10万を助成
在宅育児世帯への支援	在宅育児世帯の保護者を対象に現金給付・現物給付・サービス利用料を補助	<ul style="list-style-type: none"> ★他県事例（鳥取県） <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等を利用していない1歳に達するまでの児童を対象として、市町村が行う在宅育児世帯の保護者を対象にした、現金給付、現物給付若しくはサービスの利用料の負担軽減のいずれか又は複数を行う事業に対して助成。（予算：R3 44百万円） 助成単価：一人当たり月額3万円 上限額：①現金給付を行う場合 3万円×対象児童への給付対象延べ月数（1人につき10か月を限度） ②現物給付又はサービス利用料の負担軽減のみを行う場合 3万円×0歳児数×未就園率×未就園者の育児休業給付金非受給率×10か月 補助率：1/2

人口減少対策の更なる充実に向けて（V子育て）

V 子育て		
施策	概要	国制度、都道府県事例
育休を取得しやすい環境整備	いわて子育てにやさしい企業、いわて女性活躍認定企業等、両立支援等助成金（出生時両立支援コース、育児休業等支援コース）の助成を受けた事業者について、県の費用負担により県内紙へ広告を掲出。	<ul style="list-style-type: none"> ●本県の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・いわて子育てにやさしい企業、いわて女性活躍認定企業等の認定 ★他県事例（東京都） <ul style="list-style-type: none"> 女性の育休取得・原職復帰や社内規則の整備、男性の育休取得を奨励する企業に助成金を支給（予算額1,720百万円） ・働くママコース <ul style="list-style-type: none"> 女性従業員に1年以上の育児休業を取得させ、雇用環境整備を行った企業を支援するため、都内中小企業へ奨励金125万円 ・パパと協力！ママコース <ul style="list-style-type: none"> 女性従業員に半年以上1年未満の育児休業を取得させ、育休取得計画書等を作成した企業を支援するため、都内中小企業へ奨励金100万円 ・働くパパコース <ul style="list-style-type: none"> 男性従業員に育児休業を取得させ、育児参加を促進した企業を支援するため、都内企業への奨励金最大300万円 【参考】両立支援等助成金（国制度、再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・出生時両立支援コース ・育児休業等支援コース
女性活躍と子育ての両立支援	女性活躍、子育て相談のワンストップ相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ★他県事例（秋田県） <ul style="list-style-type: none"> ・あきた女性活躍・両立支援センターを開設し、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関するワンストップ相談窓口を設置。女性活躍・両立支援推進員が職場を訪問し、法制度や各種支援制度の内容を周知するとともに、窓口や専用電話による相談受付を行うほか、依頼に応じて専門アドバイザー（社会保険労務士）を無料で派遣し、一般事業主行動計画の策定や取組をフォローアップ。（予算：20百万円）
民間資金も活用した少子化対策	少子化対策基金を創設し、民間が行う少子化対策に関する取組に助成	<ul style="list-style-type: none"> ★他県事例（秋田県） <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、企業等が一体となって少子化対策を推進するための「秋田県少子化対策基金」（少子化対策応援ファンド）を造成し、民間が行う少子化対策に関する取組に助成

人口減少対策の更なる充実に向けて(Ⅵ7歳～18歳)

Ⅵ 7歳～18歳		
施策	概要	国制度、都道府県事例
切れ目のない幼保小接続の推進	全市町村を幼保小接続のステップ3以上とするため、ステップ2以下の市町村（県内49%）が行う取組に対して補助	<ul style="list-style-type: none"> ●本県取組 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度にいわて幼児教育センターを設置
小中高における乳幼児とのふれあい学習	小中高生が乳児とふれあう体験を通じ、子育ての喜びや命の尊さや家族の絆の大切さを感じ取り、親の役割を考える機会とし、将来親になるための準備教育を実施する市町村に対して補助	<ul style="list-style-type: none"> ★他県事例（愛知県豊田市） <ul style="list-style-type: none"> ・中学生が乳児とふれあう体験を通して、子育ての喜びや命の尊さや家族の絆の大切さを感じ取り、親の役割を考える機会とし、将来親になるための準備教育として実施
キッズウィークの推進	キッズウィークの取組を推進する市町村の取組に対して補助 ※国が制度を創設	<ul style="list-style-type: none"> ★他県事例（神奈川県横須賀市） <ul style="list-style-type: none"> ・1か月程度の期間を設定し、親子向けイベント等の活動機会を集約。市内企業及び市職員に対し、保護者の有給休暇取得を働きかけ。
スポーツや文化芸術活動環境の確保	子どもが少ない地域においてもスポーツや文化芸術活動を行う環境を確保するため、市町村が行う環境整備に対して補助	<ul style="list-style-type: none"> ●本県取組 <ul style="list-style-type: none"> ・総合型スポーツクラブの育成・強化に向け、クラブアドバイザーによる指導・助言や指導者養成を実施 ★他県事例（岐阜県） <ul style="list-style-type: none"> ・事務局の強化や他団体との連携・協働事業、地域への定着を図る事業について総合型地域スポーツクラブ対して、20万円から50万円の定額補助（予算額8百万円）
いわてスーパーキッズ発掘・育成事業	小学5・6年生、中学生を対象に世界で活躍するトップアスリートとなる人材を発掘・育成	<p>【参考】本県では、小学5・6年生、中学生を対象に世界で活躍するトップアスリートとなる人材を発掘・育成しており、本県のほか、37都道府県42地域で同様の事業を実施</p>

人口減少対策の更なる充実に向けて(Ⅵ7歳～18歳)

Ⅵ 7歳～18歳		
施策	概要	国制度、都道府県事例
女子児童・生徒に対する職業教育の推進	女性雇用者数の多い卸売業・小売業に対する職業教育の実施	<p>●本県取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ものづくりネットワークにより、小学生から高校生、教員、保護者を対象としたキャリア教育を実施 <p>【参考】(株)ローソンが、「TOMODACHI ローソン 女子高校生キャリアメンタリングプログラム in 東北」として、岩手・宮城・福島県の高校1・2年の女子生徒を対象に、キャリア教育を支援</p>
高校卒業生のつながりの確保	高校卒業生が県のLINEアカウントに登録し、卒業後の県主催イベント等の案内を行い、同世代の横のつながりを確保	<p>★他県事例（島根県）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内高校を卒業し県外大学等へ進学した学生を対象とした、地元情報の発信やプログラムの提供等、学生と地元とのつながりを創出し、県内就職につなげる取組を行う市町村への補助 補助対象事業費上限：7百万円／年度 補助率：1/2

人口減少対策の更なる充実に向けて(Ⅶ高等教育・就職等)

Ⅶ 高等教育・就職等

施策	概要	国制度、都道府県事例
高等教育学校における奨学金（地域枠）の創設	県内の企業、自治体、学校等に就職し、県内に定住する予定の県外出身の学生に対して20万円を給付	<ul style="list-style-type: none"> ★他県事例（愛媛県） <ul style="list-style-type: none"> ・特別奨学金A（愛媛県内の企業、自治体、学校等に就職する強い意欲のある学部学生に対して20万円を給付） ・特別奨学金B（県内の企業、自治体、学校等に就職し、県内に定住する予定の県外出身の学生に対して20万円を給付） ※A・Bは併給不可
Iターン・Uターン学生への助成	県外からIターン・Uターンする学生に対して助成。（Uターンについては、復興に貢献する人材として学び基金活用）	<ul style="list-style-type: none"> ●本県取組 <ul style="list-style-type: none"> ・シゴトバクラシバいわてにおいて学生向けに情報発信 ・東京圏から県内中小企業等への新卒就職者に対して15万円支給 ★他県事例（宮城県） <ul style="list-style-type: none"> ・居住地と県内インターンシップ受入企業間の交通費及び宿泊費の一部を補助（補助率：経費の1/2（1万円が上限））
奨学金返済支援の拡充	就業先業種の拡充や女性向けの返還支援額又は割合の増	<ul style="list-style-type: none"> ●本県取組 <ul style="list-style-type: none"> ・大学等在学生又は35歳未満の既卒者を対象に、県の認定を受けた企業に就職し、県内で8年間就業及び居住する見込みの方に奨学金返済総額の1/2（上限額250万円等）を補助 ※就業先の業種は、ものづくり・IT関連企業、地域経済牽引事業計画承認企業、地域未来牽引企業、建設関連企業 ★他県事例（秋田県） <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業などに就職する新卒者等を対象に3年間で最大60万円の奨学金の返還助成。民間企業に就職するほぼ全ての方が対象となり、募集人数の制限がなく、要件を満たす方は全員対象（予算額160百万円） 【参考】33府県では本県同様の支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・就業先業種を特定していない自治体10 ・幅広に特定している自治体11
県内企業合同説明会の実施	県内の高校生や本県への就職を希望する県外学生を対象とした県内企業合同説明会を実施	<ul style="list-style-type: none"> ●本県取組 <ul style="list-style-type: none"> ・県内高校生向け合同企業説明会の実施、岩手県U・Iターンセンターの開設 ★他県事例（宮城県） <ul style="list-style-type: none"> ・高校生のための合同企業説明会の実施

1. 全世代型社会保障の構築に向けて

《課題と目指すべき方向》

- 「成長と分配の好循環」の実現のためには、全ての世代で安心できる「全世代型社会保障」の構築が必要。
- 社会保障の担い手を確保するとともに、男女が希望どおり働ける社会をつくる「未来への投資」として、「子育て・若者世代」への支援や、「社会経済の変化に即応した社会保障制度」の構築が重要。
- 包摂的で中立的な仕組みとし、制度による分断、格差、就労の歪みが生じないようにすべき。これにより、中間層を支え、厚みを増すことに寄与。

《今後の取組》

- 短期的及び中長期的な課題について、「時間軸」を持って、計画的に取り組む。「地域軸」も意識。
- 給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という構造を見直し、能力に応じて皆が支え合い、人生のステージに応じて必要な保障を確保することが基本。
- 世代間対立に陥ることなく、国民的な議論を進めながら対策を進めていくことが重要。

2. 男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援

- 今なお子育て・若者世代は、「仕事か、子育てか」の二者択一を迫られる状況が多い。「仕事と子育ての両立」の実現のため、早急に是正されるべき。
- このため、①妊娠・出産・育児を通じた切れ目ない支援が包括的に提供される一元的な体制・制度の構築、②働き方や子どもの年齢に応じて、育児休業、短時間勤務、保育・幼児教育など多様な両立支援策を誰もが選択し、利用できる環境の整備が望まれる。

- 改正育児・介護休業法による男性育休の推進、労働者への個別周知・意向確認のほか、保育サービス整備などの取組を着実に推進。
- 子育て・若者世代が不安を抱くことなく、仕事と子育てを両立できる環境整備のため更なる対応策について、国民的な議論を進めていく。
- こども家庭庁の創設を含め、子どもが健やかに成長できる社会に向け、子ども・子育て支援の強化を検討。

3. 勤労者皆保険の実現・女性就労の制約となっている制度の見直し

- 働き方の多様化が進む中、働き方に対して「中立」な社会保障制度の構築を進めることが必要。
- 勤労者皆保険の実現に向けて取り組んでいくことが必要。



- 令和2年年金制度改正法に基づき、被用者保険の適用拡大を着実に実施。さらに、企業規模要件の撤廃も含めた見直しや非適用業種の見直し等を検討。
- フリーランスなどについて、被用者性等をどう捉えるかを検討。その上で、より幅広い社会保険の適用の在り方について総合的に検討。
- 女性就労の制約となっていると指摘されている社会保障や税制、企業の諸手当などについて働き方に中立的なものにしていく。

4. 家庭における介護の負担軽減

- 今後、要介護高齢者が大幅に増加し、単身・夫婦のみ世帯の増加、家族の介護力の低下が予想される。
- 介護についても、仕事との両立が重要。
- 認知症の人の増加など。



- 圏域ごとの介護ニーズを踏まえたサービスの基盤整備、在宅高齢者について地域全体での基盤整備。
- 介護休業制度の一層の周知を行うことを含め、男女ともに介護離職を防ぐための対応。
- 認知症に関する総合的な施策を更に推進。要介護者及び家族介護者等への伴走型支援などの議論を進める。ヤングケアラーの実態を把握し、効果的な支援策を講じる。

5. 「地域共生社会」づくり

- 孤独・孤立や生活困窮の人々が地域社会と繋がりながら、安心して生活を送れる「地域共生社会」づくりに取り組む必要。
- 「住まい」をいかに確保するかは、高齢期を含む生活の維持にとっても大きな課題。制度的な対応も含めた検討が求められる。



- ソーシャルワーカーによる相談支援、多機関連携による総合的な支援体制。分野横断的な取組を進める。
- 住民に身近な地域資源を活用しながら、地域課題の解決のために住民同士が助け合う「互助」を強化。
- 住まい確保の支援のみならず、地域とつながる居住環境や見守り・相談支援の提供も含め検討。その際には、空き地・空家の活用やまちづくりなどの視点も必要。

6. 医療・介護・福祉サービス

- 今後の高齢化の進展とサービス提供人材の不足を踏まえると、医療・介護提供体制の改革や社会保障制度基盤の強化は必須。
- コロナ禍により、地域医療の機能が十分作動せず総合病院に大きな負荷がかかる課題に直面。機能分化と連携を重視した医療・介護提供体制等の国民目線での改革を進めるべき。
- データの連携、総合的な活用は、社会保障の各分野におけるサービスの質の向上等に重要な役割を果たす。
- サービスの質の向上、人材配置の効率化、働き方改革等の観点。



- 「地域完結型」の提供体制の構築に向け、地域医療構想の推進、地域医療連携推進法人の活用、地域包括ケアシステムの整備などを、都道府県のガバナンス強化など関連する医療保険制度等の改革と併せて着実に推進。
- かかりつけ医機能が発揮される制度整備を含め、機能分化と連携を一層重視した医療・介護提供体制等の改革を推進。
- 地域医療構想について、第8次医療計画策定とあわせて議論を進める。さらに2040年に向けバージョンアップ。
- データ活用の環境整備を進め、個人・患者の視点に立ったデータ管理を議論。社会保障全体のDXを進める。
- ICTの活用、費用の見える化、タスクシェア・タスクシフティングや経営の大規模化・協働化を推進。